



# 「多古町お試し移住事業」登録宿泊施設を募集しています！



多古町では現在「多古町お試し移住事業宿泊施設」として移住・定住の促進を行っていただける町内の宿泊事業者を募集しています！次頁の『登録の流れ』に沿ってご応募ください。

## ★登録条件★

次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者

(1)宿泊事業者であって、次のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設若しくはそれと同様の形態で営業を行っていると思われる施設を営む者

イ 宿泊施設を休業状態にしている者

(2)多古町暴力団排除条例(平成24年多古町条例第4号)(以下「暴排条例」という)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

(3)町税等の滞納をしていない者

※登録期間は原則2年とします。ただし、再登録を妨げるものではありません。



# 登録の流れ

## 多古町内で旅館業を営む事業者

・登録条件を確認

### 必要書類を提出

- ・多古町お試し移住事業宿泊施設登録申請書
- ・旅館業営業許可証の写し
- ・宿泊料金が分かる書類
- ・町税等の滞納がないことを証する書類

・登録完了

・登録不可

## 多古町

・登録の可否について審査

可決

「多古町お試し移住事業宿泊施設登録通知書」を事業者へ通知

「多古町お試し移住事業宿泊施設不登録通知書」を事業者へ通知